

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年7月23日改定）

掲載日 2024年7月23日

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第38条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～⑨（略）</p> <p><u>⑩「再登録」</u></p> <p><u>当行所定の事由が生じた場合において、再度本アプリに利用者の生体情報を認証データとして登録することをいいます。</u></p> <p><u>⑪「パスコード」</u></p> <p><u>利用者の本人確認を行うために利用者が本アプリにおいて登録することができる番号をいいます。</u></p> <p><u>⑫「パスコード認証」</u></p> <p><u>利用者から通知された番号と前号に掲げるパスコードの一致を確認することにより本人確認を行う取扱いをいいます。</u></p> <p>⑬（略）</p>	<p>第38条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～⑨（同左）</p> <p><u>⑩「パスコード」</u></p> <p><u>利用者の本人確認を行うために利用者が本アプリにおいて登録することができる番号をいいます。</u></p> <p><u>⑪「パスコード認証」</u></p> <p><u>利用者から通知された番号と前号に掲げるパスコードの一致を確認することにより本人確認を行う取扱いをいいます。</u></p> <p><u>⑫「再登録」</u></p> <p><u>当行所定の事由が生じた場合において、再度本アプリに利用者の生体情報を認証データとして登録すること又はパスコードを登録することをいいます。</u></p> <p>⑬（同左）</p>
<p>第40条（本サービスの利用）</p> <p>1～16（略）</p> <p>17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において<u>再登録用パスワードを入力したとき又は第2項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまでは</u>ゆうちょダイレクト、通帳アプリ、ゆうちょPay及び口座貸越サービスにおいて当行所定の取引を行うことができません。</p>	<p>第40条（本サービスの利用）</p> <p>1～16（同左）</p> <p>17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において第2項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ、ゆうちょPay及び口座貸越サービスにおいて当行所定の取引を行うことができません。</p>

以 上